

令和5年10月から

国民健康保険被保険者証の更新を行います。

- 窓口発行分については、令和5年10月2日（月）から、新しい被保険者証（薄い黄色）の交付を開始します。
- それ以外の既加入者については、新しい被保険者証を11月上旬から一斉に郵送します（これまでの被保険者証（薄いオレンジ色）の有効期限は、令和5年11月30日（木）です。有効期限まではこちらも使用できます。）。

このため、令和5年10月と11月の2箇月間は、新旧いずれかの被保険者証が窓口で提示されることになります。

- **新しい被保険者証について**
 - ・ 素材、色：プラスチック素材の硬質紙、薄い黄色（令和5年10月～令和6年11月）
※被保険者証の色は1年ごとに変わります。
 - ・ サイズ：たて54mm×よこ86mm

表面

個人を識別するための2桁の枝番が追加されています。

京 都 府 有 効 期 限 令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
 国民健康保険 交 付 年 月 日 令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ○
 被 保 険 者 証 記 号 京 〇〇〇〇〇〇 番 号 〇〇〇〇 (枝 番) 〇〇
 氏 名 京 都 太 郎 性 別 男
 生 年 月 日 昭 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
 適 用 開 始 日 平 成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
 世 帯 主 氏 名 京 都 太 郎
 住 所 京 都 市 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 〇 番 地

被保険者番号 * * 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

京 都 市 見 本
(〇〇区役所)**裏面****注 意 事 項**

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずその窓口で電子的確認を受けるか、この証を提出してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

〈1または2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：〕

署名年月日 年 月 日

本人署名(自筆) 家族署名(自筆)

【枝番について】

オンライン資格確認システムの運用開始に伴い、被保険者記号番号に加えて、個人を識別するための2桁の枝番が追加されました。令和3年9月診療（調剤）以降分からは、レセプトの「枝番」の項目へ必ず記載していただきますようお願いいたします。

また、被保険者証の枝番（2桁）の右上に印字している数字（1桁）は、本市の事務処理に使用している番号であり、被保険者の方の情報や国民健康保険料の納付状況を示すものではありません。この数字はレセプトへの記載は不要です。

【修学中の被保険者の方へ交付する被保険者証について】

親元を離れて修学中の被保険者の方へ交付する被保険者証（マル学証）については、被保険者証の右上に「学」と印字して交付します。

●その他説明事項

1 認定印の給付開始日より前に受けた治療については、医療費の全額を患者ご本人に請求してください。

国民健康保険の加入の届出は、原則として、以前に加入していた健康保険を脱退した日の翌日から起算して14日以内に行うこととされています。14日を過ぎて届出があった場合、加入届出日より前の治療に係る医療費については、給付できないことがあり、このような場合には、**被保険者証の適用開始日の右横に、給付開始日を示す赤いスタンプ(認定印)を押印しています。**

認定印の給付開始日より前に受けた診療については、患者ご本人の全額自己負担となります(国民健康保険からは給付できません。)。患者ご本人に医療費の全額(10割)を請求していただく必要がありますので、ご注意ください。

2 月の途中でも被保険者証の期限や種類が変更となる場合があります。

月の途中でも被保険者証の有効期限を変更したり、被保険者証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書(資格証明書)」を交付する場合があります。被保険者が「資格証明書」で保険診療を受ける場合、医療費はいったん被保険者が全額自己負担するなど、被保険者証の種類の変更に伴い、被保険者の医療費負担が変更となる場合がありますので、**月の途中でも、医療保険の資格の確認に加え、被保険者証の種類にも変更がないか、ご確認をお願いします。**

3 交通事故や暴力行為等の第三者行為について

○ 「患者の疾病又は負傷が第三者の不法行為(交通事故・傷害など)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの特記事項欄に「10・第三」と記入するよう、厚生労働省の明細書記載要領によって義務付けられています。

第三者行為求償事務の取扱上、特記事項の表示は、該当レセプトを把握する上で大変重要な役割を果たしており、**被保険者が健康保険を使用して第三者行為について保険診療を受ける場合は、レセプトの「特記事項欄」への記載をお願いいたします。また、一般疾病等の事故外の診療がある場合は、区別のため、摘要欄に「事故点数(若しくは事故外点数)」の記載をお願いいたします。**

○ また、被保険者が第三者行為による傷病につき保険診療を受ける場合、法律により、被保険者から加入している医療保険者に対し、第三者行為に係る被害の届出(傷病届)をすることが義務付けられています。**診療の際、医療保険者への当該届出を行っているか、被保険者にご確認・お声掛けいただきますよう、ご協力をお願いいたします。**

〈お問い合わせ先〉

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課指導担当 TEL 075-213-5861